

子どもの医療費助成又は妊産婦医療費助成を受ける

国民健康保険被保険者の皆さまへ



**マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合
被保険者証も併せて医療機関等の窓口で提示してください**

- ◎ 令和3年3月からマイナンバーカードが被保険者証として利用できます。(現在は本格運用前のテストという位置づけであり、令和3年10月までには本格運用の開始を予定しています。)
- ◎ 現在、下記の市町村の国民健康保険被保険者の方で、**子どもの医療費助成又は妊産婦医療費助成**を受けている場合、**「(妊産婦及び)18歳までの一部負担金の割合は0割」と表記されている被保険者証を医療機関等の受付時に提示**することで、**一部負担金(自己負担分)の支払いが免除**される取扱いとなっています。
- ◎ マイナンバーカードを被保険者証として利用した場合、**現行のシステムでは、本来の負担割合(2割又は3割)が表示される**ため、医療機関等の窓口において**一部負担金の支払いを求められてしまう可能性**があります。
- ◎ 従って、一部負担金の割合が0割であることを医療機関等の窓口で提示する必要があるため、マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、**必ず被保険者証も併せて医療機関等の窓口で提示**してください。
- ◎ なお、利用できる医療機関等は順次拡大される予定ですので、ご利用の際は、**あらかじめ医療機関等にご確認**ください。
- ◎ また、マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、**マイナポータル**にアクセスし、**申込**を行う必要があります。

対象市町村

- ① 子どもの医療費助成
県内の全ての市町村
- ② 妊産婦医療費助成
 - 妊娠4ヵ月から分娩の属する月までの妊産婦に対する助成(5市町村)
田村市、会津坂下町、三島町、金山町、昭和村
 - 妊娠5ヵ月から分娩の属する月までの妊産婦に対する助成(6市町村)
喜多方市、西会津町、磐梯町、湯川町、柳津町、富岡町
 - 妊娠5ヵ月から分娩の属する日の翌月までの妊産婦に対する助成(3市町村)
西郷村、塙町、鮫川村

ご不明な点がある場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。